

- 米新規失業保険申請件数は過去6週間連続で80万件台にとどまっており、減少ペースが足踏み状態にみえる。失業保険継続受給者数は減少が続いているものの、そのペースは緩慢なものといえる。
- 足もとの米国の就業者数増加は、昨年12月から4月までの減少分の半分強にとどまる。今後、米雇用の緩慢な改善が米景気悪化につながる可能性に注意が必要。

米失業保険継続受給者数の減少ペースは緩慢に

8日に発表された10月3日終了週の新規失業保険申請件数は84万件と、前週の84万9千件（速報値83万7千件から改定）から減少したものの、市場予想の82万件（ブルームバーグ集計。以下、同じ。）を上回りました。一方、9月26日終了週の失業保険継続受給者数は1,097万6千件と、市場予想の1,140万件を下回りました。

同件数および同受給者数の減少はその後の雇用改善につながるとみなされています。

新規失業保険申請件数については、米労働省が8月29日終了週分より季節調整方法を変更したことから、それより前との直接的な比較はできないものの、過去6週間連続で80万件台にとどまっており、減少ペースが足踏み状態にあるようにみえます。失業保険継続受給者数については、減少が続いているものの、そのペースは緩慢なものといえます。

米国の就業者数増加は限定的に

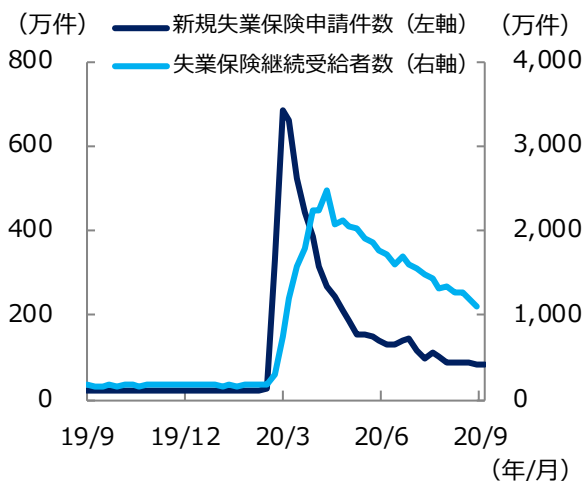
米国の就業者数は昨年12月の約1億5,880万人から4月には約1億3,340万人へ急減しました。9月は約1億4,760万人にとどまっており、4月から9月にかけての増加分は、昨年12月から4月までの減少分の半分強にとどまっています。一方、恒久的に雇用を失った人の数は、2月の127万9千人から、9月は375万6千人と、約3倍になりました。

6日に行った講演でパウエル米連邦準備理事会（FRB）議長は、政府による家計や企業への支援が少なければ、景気回復が弱まるとの懸念を示しました。

しかし、大統領選挙前に共和党と民主党は追加経済対策で未だに合意しておらず、米国経済の先行きにマイナスの影響を与えることも考えられます。

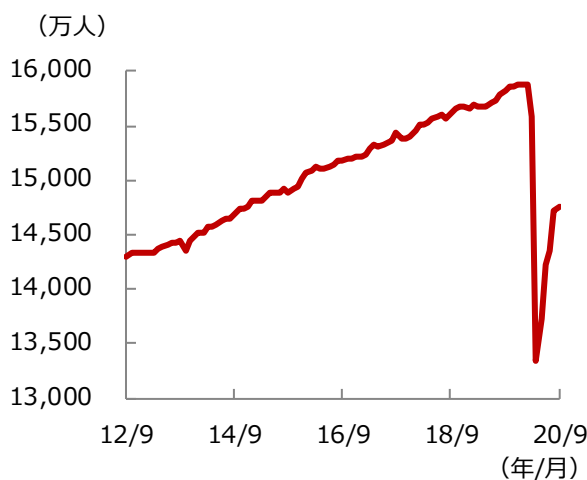
こうしたことから、今後、米雇用の緩慢な改善が米景気悪化につながる可能性に注意が必要です。

米 失業保険関連指標の推移



※期間：2019年9月28日～2020年10月3日（週次）
失業保険継続受給者数は2020年9月26日まで

米就業者数の推移



※期間：2012年9月～2020年9月（月次）
季節調整済み

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。